

特定入所者介護（予防）サービス費

本人及び配偶者の所得や預貯金等が一定の基準以下の方に対して、介護保険施設や短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費・居住費が軽減されます。

申請により、該当になる方には「介護保険負担限度額認定証」を発行します。申請には、本人や配偶者の預貯金の確認ができる書類（通帳の写し等）の添付が必要です。

●利用者負担段階

令和3年8月から負担段階が4つに分かれます。

負担段階		所得要件等
第1段階		本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者
第2段階		本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階 (令和3年7月まで)		本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の人
令和3年 8月から	第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超～120万円以下の人
	第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円超の人

●食費、居住費等の負担限度額（1日あたり）

令和3年8月から、食費の基準費用額が変わります。また、食費の負担限度額が施設サービスと短期入所サービスに分かれます。

	食費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額	1,392円 令和3年8月から 1,445円		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	390円	390円 令和3年8月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階 (令和3年7月まで)	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階① (令和3年8月から)	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階② (令和3年8月から)	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※（ ）内は、介護老人福祉施設（特養）と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。